

徳島県規則第四十一号

道路法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路法施行細則の一部を改正する規則

道路法施行細則（昭和二十九年徳島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「道路法施行条例」を「条例」に改める。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

（高架の道路の路面下に設ける施設）

第八条 条例別表令第七条第九号に掲げる施設の項の規則で定めるものは、県道徳島環状線の高架下活用計画により広場の用途に供される施設とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。